

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東御市は、福祉医療等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

東御市長

## 公表日

令和8年2月6日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	福祉医療等の支給に関する事務
②事務の概要	東御市福祉医療費給付金条例に基づく、福祉医療費の受給資格認定事務を行う。受給者からの申請に基づき乳幼児・児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子、及び重度心身障害者に対して医療費の給付金を支給する。
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
福祉医療費受給者ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	東御市福祉医療費給付金条例第4条、第8条、番号法第9条第2項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	東御市健康福祉部福祉課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8888(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	東御市健康福祉部福祉課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8888(代表)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象でない者や業務に不要な情報の入手を防止するための措置を、システム面や人手による作業の面から講じている。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	対象でない者や業務に不要な情報の入手を防止するための措置を、システム面や人手による作業の面から講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 柳澤 利幸	福祉課長 吉澤 健二	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 吉澤 健二	福祉課長	事後	
令和2年4月1日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	東御市医療費給付金条例に基づく、福祉医療 費の受給資格認定事務を行う。受給者からの 申請に基づき給付金を支給する。	東御市医療費給付金条例に基づく、福祉医療 費の受給資格認定事務を行う。受給者からの 申請に基づき乳幼児・児童、母子家庭の母子、 父子家庭の父子、及び重度心身障害者に対し て医療費の給付金を支給する。	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 3.法令上の根拠	東御市福祉医療費給付金条例第4条、第8条	東御市福祉医療費給付金条例第4条、第8条、 番号法第9条第2項	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 5.評価実施機関 おける担当部署 ②所属長	課長	福祉課長	事後	
令和5年12月20日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年1月1日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和5年12月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数	平成27年1月1日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和8年2月4日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	令和5年11月30日 時点	令和7年11月30日 時点	事後	
令和8年2月4日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数	令和5年11月30日 時点	令和7年11月30日 時点	事後	
令和8年2月4日	IVリスク対策 1-8 人為的ミ スが発生するリスクへの対策		十分である	事後	
令和8年2月4日	IVリスク対策 1-8 判断の根 拠		対象でない者や業務に不要な情報の入手を防 止するための措置を、システム面や人手による 作業の面から講じている。	事後	
令和8年2月4日	IVリスク対策 1-11 最も優先 度が高いと考えられる対象		十分である	事後	
令和8年2月4日	IVリスク対策 1-11 当該対 策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年2月4日	IVリスク対策 1-11 判断の 根拠		対象でない者や業務に不要な情報の入手を防 止するための措置を、システム面や人手による 作業の面から講じている。	事後	